



大垣警察署ミニ広報紙 令和8年2月号

令和8年4月1日から自転車の交通違反に青切符を導入

自転車等に対する交通反則通告制度（※青切符）の適用

対象となる違反行為は **113種類**

反則通告制度の対象は **16歳以上**

通行車両や歩行者に危険を生じさせる行為、交通事故につながるような悪質・危険な違反行為は取締りの対象になります。

対象となる違反行為の一例

信号無視



反則金 6000円

通行禁止違反



反則金 5000円

遮断踏切立入り



反則金 7000円



反則金 12000円



反則金 5000円



反則金 6000円

携帯電話の使用等

一時不停止

車道の右側通行等

※ 比較的軽微な交通違反で青切符の交付を受けた違反者が反則金を納付することで刑事罰を科されない制度



警察署

巡 連 絡 で 安心 確保!

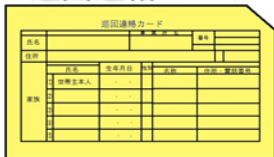


交番

問題! 皆様のライフスタイルの変化から、最近、警察官が巡連で訪問した際に不在のご家庭が増加しており、**非常時の連絡手段の確認が難しくなっています。**

先こで! 本来は警察官が出向いて行う巡連ですが、地域の安心確保の観点から、**警察署、交番**等でも巡回連絡カードの記載を受け付けていますので、気軽にご相談ください。

巡回連絡カード



巡連（巡回連絡）って何？

警察官が家庭等を訪問してご要望をお聞きしたり、

- 火災や地震により被害に遭った場合
- 留守時に盗難被害に遭った場合
- 外出先で家族等が交通事故に遭った場合

など非常時の連絡手段として、家族構成や緊急連絡先等を**巡回連絡カード**に記載していただき、警察で厳重に保管管理して緊急時に備えています。



大垣警察署ホームページはこちらです。是非一度ご覧ください。

※緊急でない相談等は「#9110」をご利用ください※